

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年6月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401333 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500012 号

第 1 結論

昭和 62 年*月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年*月から平成 3 年 3 月まで

私は請求期間において大学生であったが、20 歳になった時に父親が国民年金の加入手続を行ってくれ、当該期間の国民年金保険料を納付してくれていた。国の記録では平成 3 年 4 月に国民年金に加入した記録になっているが、私が就職したのは同年 6 月であるため、同年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料は父親が納付したものである。父親は既に亡くなっているため、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付方法は不明であるが、請求期間の国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、未加入と記録されているので、調査の上、当該期間を納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付については父親が行ってくれた旨主張しているところ、請求者は、当該加入手続及び保険料納付には関与しておらず、請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、昭和 62 年*月頃に父親が国民年金の加入手続を行ってくれた旨主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「*」は、平成 3 年 5 月 8 日に A 社会保険事務所（当時）から B 町に一括して払い出された国民年金番号の中の一つであることが確認できるほか、オンライン記録における当該番号に係る国民年金被保険者資格記録の入力処理年月日（平成 3 年 10 月 22 日）により、請求者の加入手続時期は平成 3 年 10 月頃であると推認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金被保険者資格の取得年月日は平成 3 年 4 月 1 日であり、請求者から提出された年金手帳及び請求者が就職するまで住んでいたとする B 町において作成された請求者に係る国民年金被保険者名簿のそれぞれに記載された同

資格の取得年月日と一致しており、上述の記録及び名簿から、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認することができない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して上記国民年金番号のほかに別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

したがって、請求者は請求期間において国民年金に未加入であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

なお、B町は、請求期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が確認できる資料はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401339 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500013 号

第 1 結論

昭和 58 年*月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年*月から平成 3 年 3 月まで

私は請求期間において大学生であったが、20 歳になった時に父親が国民年金の加入手続きを行ってくれ、両親（主に父親）が当該期間の国民年金保険料を納付してくれていた。国の記録では、平成 3 年 4 月に国民年金に加入した記録になっているが、私が就職したのは同年 6 月であるため、同年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料は父親又は母親が納付したものである。両親は既に亡くなっているため、国民年金の加入手続きや国民年金保険料の納付方法は不明であるが、請求期間の国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、未加入と記録されているので、調査の上、当該期間を納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続きは父親が行ってくれ、両親（主に父親）が請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているところ、請求者は、当該加入手続き及び保険料納付には関与しておらず、請求者の両親は既に亡くなっていることから、請求者の国民年金の加入手続き及び請求期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、昭和 58 年*月頃に父親が国民年金の加入手続きを行ってくれた旨主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「*」（現在は、基礎年金番号に統合済み。）は、平成 4 年 1 月に A 市 B 区 C 支所において払い出されていることが確認できるほか、オンライン記録における当該番号に係る国民年金被保険者資格の入力処理年月日（平成 4 年 1 月 6 日）により、請求者の国民年金の加入手続き時期は平成 3 年 12 月又は平成 4 年 1 月頃に行われたものと推認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金被保険者資格の取得年月日は平成 3 年 4 月 1 日であり、請求者から提出された年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」と一致しているほか、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して上記国民年金番号のほかに別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

したがって、請求者は請求期間において国民年金に未加入であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

なお、請求者は、昭和 58 年*月から平成 3 年 5 月までの国民年金保険料については、父親又は母親が納付し、同年 6 月以降の国民年金保険料については、就職して収入を得られるようになったため、自ら納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、同年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は同年 3 月 2 日にまとめて納付されていることが確認できることから、請求者が主張する納付状況と相違している。

また、A 市 B 区は、請求期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が確認できる資料は保存していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。